

BCAO 関西支部 第 91 回勉強会議事録

日時: 2014 年 7 月 16 日(水)18:40~20:30

場所: 大阪市中央公会堂 展示室

司会: 福島 書記: 伊藤

講師: 紅谷昇平氏 (神戸大学 社会科学系教育研究府)

吉田圭吾氏 (和歌山県庁)

出席者:20 名(順不同、敬称略)

萩原、鷺山、福島、日下、野原、速水、徳永、久保田、紅谷、飯田、伊藤 (聖)、吉田、
笹平、深井、山口、西濱、増穂、北田、中村、伊藤 (高)、

話題: 「マンション防災、及び地域内連携防災について」

1. マンション、高層ビルで懸念される地震被害
2. 企業の法的責任
3. 帰宅困難者対策と地域防災の必要性

注: 配布資料は当勉強会限りとする。

■マンション、高層ビルで懸念される地震被害:

- 国の推本 (地震調査研究推進本部) が出している震度 6 弱以上の発生確率で、大阪は全国 8 位。東京、名古屋より高い。北区では震度 6 強の可能性あり、揺れの時間が長いと震度 5 程度でも大きな被害の可能性がある。
- 長い揺れの地震は、通常の型より液状化や高層ビルで被害大の可能性がある。
- 帰宅困難者は大阪では停電と重なる可能性があり、火災発生による被害が怖い。特に高層マンションや高層ビルでは、消火はスプリンクラー+消防設備で対応することになっている。日本の建築基準法では、区画化がしっかりしているので、高層マンションでもスプリンクラー設置の義務を免れている場合がある。
- 出火の際は、非常階段又は住戸のバルコニーの避難ハッチを使う。この避難ハッチをふさいでしまう住人もいる。これはマンション管理組合からの指導が大切であろう。(出火の際の避難ではエレベーターは使わない)
- スプリンクラーの地震被害が問題で、東日本大震災では、大阪で WTC51F、東京で都庁 33F でスプリンクラーが壊れた。現在はスプリンクラー耐震基準は無い。総務省消防庁が有識者検討部会で検討し、昨年 8 月にスプリンクラー耐震基準の必要性で一致、12 月に大規模地震でのスプリンクラーの正常動作の為の耐震基準案を提案した。
- 水については備蓄するだけでなく、浄水器の導入も一つの方法である。
- 被災したマンションの修繕に関する合意が難しく、マンション住人の災害後のリスクとなる。
- 企業、住民が個別に自助を充実させ、災害時の地域協力の準備を進める必要がある。

Q: 何故震度 6 を基準に分けられているのか?

A: 行政サイドからの基準説明あり。但し、何故かと言われると詳細は分からない。

C：マンションに関する、建築基準法は？

Q：防火区画やスプリンクラー等については、住んでいる人が知っても対策のしようがないのでは。

A：火災のリスクを知って頂く事が大切である。地震後、室内で火気使用をしない、避難ハッチをふさがない、など住民が出来る対策はある。

Q：スプリンクラー耐震基準案の法制化のめどは？

A：当耐震基準案は検討案の段階で、まだ法制化されていないと思う。

Q：事務所の防火区画が無いというのは？

A：無い訳では無い。防火区画は必要だが、マンションよりも面積が広く、建築基準法でスプリンクラーの規定がある。スプリンクラーが作動した際の水損事故にも備える必要がある。

Q：スプリンクラーだけが基準案に関する内容か？

A：そうだと認識している。

C：消防設備については基準が有るので、スプリンクラーの耐震基準であろう。

(参考：消防法施行令第12条に、スプリンクラー設置に関する基準が定められている)

C：和歌山県庁の防災・危機管理等の部署がある南館は耐震、スプリンクラー等については問題ないと思うが、他の部署の建屋（主に本館）には不安があるように思う。都庁・府庁では現実問題が起きたので、要検討事項としていきたいと思う。

A：上記情報は、勉強中であるので、多少正確でないところがあるかもしれない。

■企業の法的責任：

- 企業の法的課題は、従業員・来訪者の安全確保、及び雇用者施設管理者として責任を問われる可能性が存在する。
- 民法では、地震や建物倒壊で死傷者発生の場合、損害賠償責任発生の可能性あり。最新の建築基準法（現行）への適合責任はないが、建築当時の同法基準に対する瑕疵責任の発生する場合あり。例えば、ホテル宿泊者による損害賠償の裁判では、「近隣の古い家屋が崩壊していないなか、そのホテルが倒壊した」ことを理由に、賠償を命じられた例がある。
- 安全配慮義務違反での七十七銀行女川支店の裁判では、会社側の責任なし。南三陸町でも町長が同違反で訴えられている。
- 設計施工の刑事責任として、立体駐車場のスロープ崩落により8人が死傷して、業務上過失致死で書類送検されたり、照明器具落下により1名が死亡し業務上過失致死で書類送検されたりしている。
- 千代田区九段会館では、東日本大震災当時は、吊り天井に耐震基準がなく、警視庁は立件をあきらめた。行政の基準が有る・無しで状況（裁判）は大きく変わる。
- 第一東京弁護士会ホームページに、震災時の法律相談のページがある。
- 法律関係に関しては、弁護士を勉強会に呼んで議論するのもよいのでは。私も法律の専門家ではないので、断言できないところが多い。

C：賃貸物件を改良した場合は？

C：被害者救済の観点からみる場合は占有者、所有者ともに責任を負わされる場合がある。

C：七十七銀行の追加情報として、銀行がハザードマップに基づいたマニュアルをつくり、定期的に訓練をしていた等、そして地震後、それに則った行動を行っていたので、本件は退けられたと聞いている

A：経営者へのメッセージとして、このような事例紹介は、企業を守る観点からも重要である。企業サイドが何らかの耐震アクションを取るかとらないかで違いは当然出ている。店子に対して、防火（・防災）管理者を設置する必要義務や、責任が重くなっている。

Q：大阪ミナミあたりでは、避難階段がふさがれている場合があるが、誰の責任になるか？

A：オーナー等（管理権原者：ビル会社社長、テナントオーナー）と防火（・防災）管理者の責任となる。オーナーは防火（・防災）管理者に任せているからといって責任から逃げられなくなった。

C：区分所有マンションは上述のケースと同じである。

C：和歌山県商工振興課では、スーパー等の小売店に対して企業訪問を定期的に行っているが、その中でスーパー含めオーナー責任に関して情報を提供していきたいと思う。

■帰宅困難者と地域防災の必要性

帰宅困難者対策：

- 消防計画の努力義務として明記されている。従業員・在館者等で帰宅困難者が発生している時の対応等についての記載は、盛り込むことが推奨される事項であって、判断は防火対象物に委ねられる。
- IR 東日本と東京メトロとは対応が違った。メトロは駅内 OK にしたが、JR 東日本は締め出した。その後自治体等との協議を開始し、トイレ、公衆電話、備蓄を備える対応を進めている。
- 東京商工会議所の震災対応アクションプランや、東京都の「帰宅困難者対策条例」の施行で、一斉帰宅抑制推進、一時滞在施設確保、備蓄品確保の啓発・普及等が進められている。
- 大阪市も同じ方向に進んでおり、防災・減災条例を今秋制定すべくパブコメを行ったが、東京より行政の対策は遅れている。
- 帰宅困難者に対しては、東京消防庁が防災管理対象物にアンケート調査を実行した。その成果がホームページ（東京消防庁電子図書館）に掲載されている。
- 自組織の資源だけでなく、外部資源活用を選定とするエリア防災が求められている、大企業の場合、CSR 観点での事前準備も必要であろう。
- エリア防災としては、大家主導型、行政主導型、自主防災・CSR 型、制度型（最近の動き）に、仮に分類して考えている。
- 国の制度としては、都市再生の動きのなかでの「都市再生安全確保計画制度」（内閣官房、国交省。2012 年法律制定、同年 12 年 7 月施行）と、災対法改正（内閣府所管）に伴う「地区防災計画」（2014 年ガイドライン公表）とがある。前者は、ハード型で予算支援が有る。一方後者は、地区の災害・社会特性に応じて地域コミュニティ（企業含む）主体のボトムアップ型提案計画を特徴とする。
- 和歌山には中心市街地がなく、車中心社会。大阪から帰れない状態の方が予想される。防災計画があくまで主なものである。

Q：地区防災計画の方がより大切な気がする。地区からのボトムアップで横連携（住民の命と生活を守る）を強化していく方が、住民参加型の災害対応により有効だと感じるし、企業側としても、そのような取り組みとの連携の方がスムーズに感じる。

A：ボトムアップが理想なのはその通りである。ただし、頑張っている地域は地区防災計画制度の有る無しに関わらず、頑張っていくだろう。行政が制度化することの意味がどこにあるのか、地方自治体の対応がまだ見えてこない。

C：予算がつかないとやはり動けないのではないか？

A：各市町村がしっかりと対応すれば、地区からのボトムアップ型で横連携にもおおきく寄与できるものと考えている。

C：本当は防災と言う切り口の中で、街づくりをキーワードにした市町村単位での予算付けの為にも地区防災計画への対応には期待したい。

C：行政の避難所は実用的では無く、地域から上がってくる（企業も地域の一員）生き残り策の活性化の為にもよろしいのではないか？

A：市町村がつくる地域防災計画は、今はほとんど住民の意見を聞かずに作っている。地区防災計画だけでなく、そういう住民参加も大切である。行政の具体的な行動が必要ではないか。

C：和歌山県内では、防災コミュニティー、防災活動は沿岸部ではかなり活発に行われている。地域ごとではかなり活動しているが、企業数、サイズによって左右されるがゆえに、市町村中心に活動は常時行っている。県は市町村の行う避難路整備や避難タワー設置等のハード面での防災対策に1/2を限度に補助金を出して支援している。また、県では地域ごとに避難所運営リーダーを養成し、行政の人手不足の解消を図っている。

Q：高齢者が多く、指定避難所までは無理なので 近くの5F マンション等に逃げられないのか？

A：指定避難所のレベル設定(1-3)をして、災害予想に応じた対応を指導しているが、今後も継続的な対応をしていく。避難所の運営にも限りがあるので、基本地域ごとの人数で配分されていくので、それも含め総合的な対応を継続していこうとしている。

以 上